

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和6年度

株式会社MIRATZ
ミラッツ湘南鵠沼保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ミラツ湘南鵠沼保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	高橋 裕也
定員(利用人数):	80名(利用者77名)
所在地:	〒251-0031 藤沢市鵠沼藤が谷1-1-5-2F
TEL/FAX:	TEL: 0466-47-7415 FAX:0466-47-7416
ホームページ:	https://www.miratz.jp/operation/?id=1561470525-687358
開設年月日:	2020年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社MIRATZ

職員数	常勤/非常勤	常勤: 15名	非常勤: 9名
	専門職員(名称)	施設長:1名	主任:1名 保育士:12名
		栄養士:2名	調理員:1名 保育従事職員:2名
		保育補助:2名	用務員:3名

施設状況

保育室:6室 トイレ:2か所 調理室:1室 事務室:1室
ホール:1か所 職員休憩室:1室 職員更衣室:1室
園庭: 無

③理念・基本方針

<p>Mission(使命)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍社会に向けて働く女性をサポート ・心と体を育むことで、未来を担う子どもたちをサポート ・地域と一体となって、子育て家庭をサポート <p>Vision(ありたい姿)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で最も貢献する組織 ・職員が最も輝ける組織 ・地域で最も愛される組織 <p>Value(行動規範)</p> <p><見守り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発達(年齢/個性)を理解した上で見守りすることで、子どもの主体性が育つ保育を展開する <p><手を貸す></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが達成感を味わえるような配慮をした上で手を貸すことで、子どもの主体性が育つ保育を展開する ・危険を伴う行為などには手を出して安全を確保する <p><褒め方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが褒められたことにより次の活動意欲や成長に繋がるような言葉かけ、関わりをする ・結果だけではなく、「チャレンジした過程・プロセスも褒める」を大切にする <p><叱り方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他児に対して危害(暴力/言葉も含む)を加えた時、危険な行為をした時は、きちんと叱る ・叱る際は、理由とともにわかりやすい言葉で冷静に伝える <p><やってはいけないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対して感情的に怒ること ・子どもを交換条件で動かそうとすること(～しないと～できない 等) ・子どもにレッテルを貼ること <p>保育の基本理念</p> <p>未来の希望に向かって発展・向上する明るい元気な子どもを育む</p> <p>心豊かなエコ環境と優しい地域社会に生き生きと共生する子どもを育む</p> <p>みんなを親しみ愛し、太陽のように温かい心を持った子どもを育む</p> <p>保育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.元気に過ごす体と心を作る 2.自分で考え相手を思いやる心を養う 3.最後まで自分なりに頑張ることができる

④施設・事業所の特徴的な取組

ミラツ湘南鵠沼保育園は、ワンフロアで0歳児～5歳児までの定員80名の保育園となります。園庭はありませんが近隣には沢山の公園があり、子どもたちの大好きな電車、踏切(江ノ電)が走っております。園の特徴は、生活の基本となる戸外遊びと室内遊びを大切に基本的には毎日お散歩にでて沢山の体を動かして様々な体験を積むことを大切にしております。また食育活動や土に触れる活動も大事にしたいと考え「シェア畑」を利用した栽培活動や収穫体験を行っております。収穫体験では、種まきから水やり、収穫・・・そして秋には収穫祭を行い、食への興味、関心を持てるきっかけになるようにしております。また法人として運営している体操教室から体操の講師を招き、幼児クラスでは月に1回～2回の体操教室を開催しております。花まる体操のビジョンは、「体を動かすことの楽しさと喜びで子どもたちに笑顔が溢れる空間を提供し続ける！」となっております。

それから、顔晴る(がんばる)3つのミッション！があります。
技術上達はもちろんですがたくさんの人の顔が晴れ晴れできるように花まるでは顔晴る

(がんばる)ミッションとして3つのミッションを行っております。

01チャレンジミッション(頑張る心を育てます)

難しいことにもとにかくチャレンジ！

先生が全力でサポートするから安心！

本当に頑張った先には、『顔晴る』が待っている！

02

あいさつミッション(社会性を育てます)

始めと終わりは元気に挨拶！！

名前を呼ばれたら元気に返事！！

03

思いやりミッション(思いやりの心を育てます)

ありがとうとごめんなさいを大切に！

困っていたら助けてあげよう！

頑張っていたら応援しよう！

このように体操を通じて子どもたちの成長、発達を促していく機会としています。特に外部の体操講師ではないので行事や日々の保育でも何かあれば子どもたちと継続性をもって関わることが一番の魅力です！それから最後に地域貢献活動を大切にしています。子育て世帯もちろんの事、体験学習やボランティア、世代別交流など多方面にわたり地域との繋がりを持てるようにしています。地域全体で子どもたちを支え、保育所としても地域活性化や子育て拠点として力を発揮する事ができればと考えております。ハロウィンイベントで地域の商店や消防署と連携してイベントを開催したり、高齢者の方の世代別交流などを実施しています！

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和 6年 6月 1日

訪問調査日:令和 6年 12月 16日

評価結果確定日:

受審回数(前回の時期)

0回(前回: 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)保護者参加の行事で子どもの成長を園と保護者と共有しています

園では毎月様々な行事を行っています。5月/親子交流会、6月/保育参観、クラス懇談会、7月/夏祭り、9月/総合避難訓練(引渡訓練)、10月/運動フェスティバル、11月/保育参観、個人面談、1月/生活発表会、3月/進級入園説明会は保護者が一緒に参加出来る機会になっています。生活発表会では子ども達が自分でやりたい事を決めて劇や歌を披露しています。保護者は行事を通して成長していく子どもの姿を真近くで見る事で、園での日頃の様子が分かり大きな安心へ繋がっています。

2)毎日のリズム運動で継続した保育を目指しています

法人で運営している体操教室の講師が毎日乳児、幼児にそれぞれリズム運動を指導しています。「花まる体操」として「体を動かすことの楽しさと喜びで子ども達に笑顔と喜びが溢れる空間を提供し続ける！」をビジョンに実施しています。音楽に合わせてながら、寝返り、ずり這い、ハイハイ、高這い、歩行と体幹づくりや指先の細かい動きの発達を促し、遊びを豊かに発展させています。毎日同じことを繰り返し日々積み重ねていく中で、昨日出来なかった事が出来るようになり自信へと繋がっています。

3)様々な食育活動を展開し、食への興味を育てています

食に関する豊かな経験ができるように食育年間指導計画を作成し、様々な食育活動を実施しています。シェア畑を利用した栽培体験・収穫体験、秋には動画を見ながら今年畑で取れた野菜を振り返りました。また食事の前に栄養士が食事のマナーを伝えたり、郷土料理、世界の料理の提供と郷土料理地図の掲示したりすることで様々な食文化に触れる機会を設けています。様々な体験を通して、子ども達の食への興味、関心を持てるきっかけとなるように取り組んでいます。

4)計画的な人材確保と定着率の向上が期待されます

園運営に必要な人材と人員体制に関する方針について、法人の中期計画の中の「人財力の強化」に明示しています。法人のホームページに採用情報を掲載するほか、ハローワークへの求人登録や人材紹介会社を活用しています。職員確保の難しさを課題としてとらえ、話し合っていますが、難しい状況にあります。入職するだけでなく、定着し継続できるようにするための方策について職員間で話し合っています。今後の取組が期待されます。

5)実習生・ボランティア受入れマニュアルの整備が期待されます

事業計画(報告)書に「保育に関わる仕事を目指す学生の実習受け入れ」を明示していますが、マニュアルを整備していません。研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、マニュアルや実習プログラムを整備して、実習生の受入れ体制を整備することが期待されます。同様にボランティアの受入れや地域の学校教育等への協力について明文化していません。ボランティア受入れマニュアルの作成等、ボランティア受入れ態勢の整備が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今回初めての第三者評価を受けるに際し、正社員、パート含む全職員で第三者評価について理解を深めながら進めて参りました。職員で話し合いを行って最終の評価を機関に提出しました。保育の合間に進めていく事は、時間にゆとりがあるとは言えませんでした。が連携しながら時間を作り考える工夫をしていましたがやはり保育の合間での自己評価、話し合いはとても苦勞しました。しかし、職員全体でそのような機会を設けられたことで様々な意見や気づきがあり職員間の連携も深まっていきました。第三者受審にあたっては職員全員でやることに意味があると思いますので、実践してみてもさきにそのように実感致しました。

今回の結果を受け、現在の保育園の良い部分と課題とが明確に出てとても参考になりました。特に現在継続している保育も改めて良い点を伝えて頂き職員も本当に自信となり意欲ができました。また人材の定着等の課題点では、今回の評価を受けアドバイスを受けたことを参考に今後より保育所として子育て支援の力になっていける様に努力して参ります。

保護者や職員のアンケートや意見では、満足度も課題となる部分も出てきました。一つひとつの意見や考えを大切にしていくと共に、常に園として保育の質の向上、家庭支援、子どもたちが笑顔で通い、ひとり一人が日常生活の積み重ねから各年齢、成長発達を促していける様、保育実践に取り組んでいきたいと思ひます。今後もひとり一人の発達に寄り添いながら、保育は反省、評価を行う中で常に支援は適切か、心に寄り添っているかという事を職員一人ひとりが考え実践していける様に努力していきたいと思ひます。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人の運営理念、保育の基本理念、園の保育目標、子どもの保育目標を入園のご案内(重要事項説明書)、パンフレット、法人のホームページに記載しています。法人のvalue(行動規範)に「見守り」「手を貸す」「褒め方」「叱り方」「やってはいけないこと」について具体的に示しています。職員については入社時に職員用のパンフレットを配付・説明し、入社後は人事考課の面談時に周知しています。保護者には入園説明会、懇談会、行事を通して説明していますが、保護者がより深く理解し周知を図るため、伝え方の工夫が望まれます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

運営法人は保育園、スポーツクラブ、学童施設等の事業を運営しています。その中で社会福祉事業全体の動向については法人本部が具体的に把握し、分析しています。園長は毎月法人の本部リーダー園長会議、経営会議で園の運営、年齢ごとの入所状況、保護者の要望、課題や改善策等について話し合っています。また藤沢市の園長会や保育課から福祉計画の動向や内容を把握しています。園見学者や利用者アンケートを実施し、一時保育や英語・体操等の教育的な内容を望んでいる保護者が多い等、地域の保育ニーズを把握、分析しています。

第三者評価結果

3

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

園長は毎月本部より送られてくる収支報告を確認し、園の職員体制と確保、職員育成やバランス、財務状況等について、現状分析を行っています。本部のリーダー園長が巡回し、保育の現場や経営状況を確認しています。園長や職員の話や傾聴した上で、園の改善すべき課題や問題点等を月1回の本部リーダー園長会議や経営会議で報告し、共有しています。職員へは園の自己評価時、保育の振り返りの反省評価時に周知していますが、さらに理解を深めることが課題と捉えています。園では職員の確保・定着するための方策として、新人職員へのコミュニケーションの取り方や教え方の工夫について話し合う機会を持つなど取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
 - イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
 - ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
 - エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は2023～2025年までの中長期事業計画を作成し、事業方針、保育の質の向上、営業力強化、人材力の強化、安全管理を掲げ、園の中長期事業計画へつなげています。園の中長期事業計画は保育内容、職員育成、子育て支援、安全管理を掲げ、具体的な内容となっています。収支計画については法人の計画に基づいて園の収支計画を作成しています。運営委員会で第三者委員(民生委員)や保護者の意見を聞く機会を設け、四半期ごとの計画の見直しを行っています。今後は計画の期間の表示のほか、数値目標を設定し、実施状況の評価を行えるようにすることが望まれます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

園の単年度の事業計画は、職員体制、会議、行事、研修、避難訓練、不審者訓練、子育て支援事業、苦情・意見等への対応、施設修繕消耗品・保育備品について具体的に記載し、法人の中長期計画を反映したものとなっています。年度末に園の自己評価をもとに職員全員で話し合い、今年度の事業報告書と同時に次年度の事業計画書を作成し、保育運営や人材育成に関する課題とその課題に対しての方策についても明記しています。今後は、年度の課題や達成目標について具体的な成果や数値を設定し、実施状況の評価が継続的に行えるような内容にすることが期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

法人の事業計画は、1月の経営者会議で話し合い、作成しています。各園では、園の自己評価を全職員で行い、振り返り、課題を抽出したうえで、法人の事業計画の内容を盛り込んだ園ごとの事業計画を作成し、2月の経営者会議で事業報告と新年度事業計画を発表し、共有しています。6月の運営委員会で事業計画を保護者等に説明し、職員には会議等で周知しています。非常勤職員はファイルを確認しています。実施状況については秋ごろ振り返りを実施しています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

入園のご案内(重要事項説明書)に行事内容を含めた主な事業計画を掲載し、入園、進級説明会や運営委員会、クラス懇談会で事業計画の主な内容を説明しています。また玄関にファイルを置き、保護者がいつでも閲覧できるようにしています。事業計画のうち、行事計画については、年度初めに保護者に配付し、保護者参加の行事には☆マークを付け、保護者の参加を促しています。さらに園の思いや意図が保護者の理解が得られるように、内容をわかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫が期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

年間指導計画、月案、週・日案は担任が計画を作成しています。計画にはねらいや目標、自己評価や評価・反省欄があり、毎月の職員会議で話し合い、園長、主任が確認、助言をし、次期の計画に反映しています。第三者評価は開園後初めての受審となります。また、職員一人ひとりの自己評価のほか、年2回、人事考課表による評価を実施しています。園の自己評価は「保育士等の自己評価チェック表」を用いて個々で評価を行い、次にグループごとに話し合ったうえで職員会議等で話し合うなど、保育の質の向上に向けた取組を組織的、継続的に行っています。

第三者評価結果

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園の自己評価の結果明らかになった課題については、全体会議及びリーダー会議で検討し、文書化して課題の共有化を図っています。改善課題については、職員参画のもとで、改善策や改善計画を作成し、取り組んでいます。職員確保の難しさを課題としてとらえ、話し合っています。入職するだけでなく、定着し継続できるようにするための方策について新人職員とのコミュニケーションの取り方や教え方について職員間で話し合い、課題や改善策について事業計画で明文化しています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は年度末の職員会議で園の自己評価の結果や事業計画について説明するとともに、園の運営方針や取組を明確にしています。また運営規程に自らの役割と責任、職務内容と、主任始め各職員の職務内容を記載しています。有事における園長の役割は消防計画の中に編成及び任務等を記載するほか、不在時には主任に権限委任するなど明確化しています。

第三者評価結果

11

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長はコンプライアンスや人権を含む法令、法人や園の定める就業規則、経理規程、運営規程等に従い、取引業者と適正な関係を築いています。藤沢市の園長会に出席し、社会福祉関連法令や保育の動向等を理解しています。また法人の階層別研修やマネジメントに関する管理者対象の研修、外部研修等を通じて理解を深めています。園ではごみの分別、節水・節電等に取り組んでいます。年1回以上、人権擁護のためのチェックリストを用いて自己点検を実施するなど、職員が遵守すべき法令等を正しく理解できるよう取り組んでいます。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長、主任は定期的に指導計画、日誌類を確認するとともに、日々の保育現場での観察を行っており、保育の質の現状の把握に努めています。また職員会議や園内研修を通して、保育実践についての意見交換を行っています。年1回個人面談で職員の意見・要望を聞き、園内研修等に盛り込んでいます。園長は職員一人ひとりに各行事の担当を定め、それぞれの役割と責任を明確にして園運営を進めています。個別職員研修計画を作成し、受講すべき研修を示し、職員の教育・研修の充実を図っています。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、法人のMission(使命)、Vision(ありたい姿)の実現に向けて、職員配置や時間外労働の削減、有給休暇の取得等に取り組んでいます。また、職員のキャリアに応じ分野別リーダー(地域貢献活動・保育力向上・調理室向上)を配置し、組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参加しています。職員は日々の保育現場の中で、経営、業務に関しての改善策を考え、改善提案書で自分の考えや改善策を法人に提案できる体制があり、組織全体に意識づけできるように取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園運営に必要な人材と人員体制に関する方針について、法人の中期計画の中の「人財力の強化」に明示しています。人材育成に関しては、法人制定のキャリアパス制度に基づき、求められるスキル等を階層別に定め、育成を図っています。保育士等の有資格者だけでなく、清掃や営繕を担う用務員、朝夕のアルバイトや子育て支援員を採用し、園の円滑な運営に繋げています。法人のホームページに採用情報を掲載するほか、ハローワークへの求人登録や人材紹介会社を活用しています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>

法人の掲げるMission、Vision、Valueに「求める職員像」を明確にしています。人事基準は就業規則や給与規程等に定め、入社時に職員に周知しています。人事考課制度があり、職員は年度末に今年度の目標達成度の自己評価と共に人事考課表の基準に沿って人事考課を実施し、職務に関する成果や貢献度を評価しています。さらに職員が自らの目指す方向性を見出し、モチベーションの向上につながるよう、さらなる工夫が期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

労務管理の責任者は園長です。主任を中心に有休申請書、残業申請書、有休取得実績表等の承認・確認業務を行い、職員の就業状況を把握しています。残業について職員は主任に相談したうえでどうしても終わらなければ事前に申請し、承認を得てから残業をするようにしています。また育児休業中等の職員が復職する前には、働き方等の要望を確認し、意向にできる限り沿えるようにしています。休憩時間・事務時間の確保、ICT化による業務の効率化、育児・介護・看護休暇の改善等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っています。働きやすい職場環境づくりのさらなる取組が期待されます。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☑ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☑ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☑ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☑ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☑ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

＜コメント＞

人事考課表に「求める職員像」を明確にし、「職務分野別目標シート」を用いて、職員一人ひとりの目標を設定し、研修計画と連動するようになっています。園長は半期ごとの職員との面談の中で、職員の目標や方針、進捗状況等を確認し、指導・助言を行っています。年度末には職員は人事考課表で自己評価を行い、園長との面談で目標達成度の確認、今後の課題について話し合い、次年度の目標設定に繋げています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
 - ☑ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☑ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☑ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - ☑ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - ☑ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

＜コメント＞

厚生労働省の「職業能力評価基準」に基づいて職務分野別目標を設定し、キャリアアップ研修を軸に個別職員研修計画を作成しています。職員は外部研修参加後に研修報告を提出し、園内研修で共有しています。キャリアアップ研修の受講の実績は「キャリアアップ研修受講済み状況・受講予定」に記載しており、中長期的に計画し受講を勧めています。個別研修計画は年2回、個々に見直しを行い、振り返り欄に本人の意向や要望を記入し、次期の計画に反映しています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握しています。新人職員には基本的なマナーや個人情報に関する内容、業務内容を園長、主任が個別に伝えています。途中入社した職員には経験や習熟度に配慮し、OJTによる育成やキャリアアップ研修等を計画的に受講できるようにしています。非常勤職員を含め全職員が園内研修に参加し、必要とする知識や技術を学び合っています。外部研修の情報は研修計画のファイルに一覧やお知らせを入れ、職員の希望に合った研修があれば声をかけるなど、職員の参加を推奨しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
 - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

事業計画(報告)書に「保育に関わる仕事を目指す学生の実習受け入れ」を明示し、実習生を受入れた際の覚書等に基本姿勢を明記していますが、マニュアルを整備していません。実習生を受入れる際にオリエンテーションを行い、「ボランティア・実習生の心得」について説明し、誓約書を交わしています。実習の際には養成校と連携し、学校側からの要望(希望)を中心に実習の進め方などを協議して、効果的なものとなるように努めています。研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、マニュアルや実習プログラムを整備して、実習生の実習体制を整備することが期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人のホームページにMission、Vision、Value、保育理念、第三者評価の受審結果、組織図等を公表しています。苦情解決の取組については、入園のご案内に「ご意見・苦情・相談について」を記載し、相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者、第三者委員の連絡先、受付方法を明記し、入園説明会で保護者に説明しています。また、苦情についてはホームページで公表し、苦情がなかった年度は「特に苦情なし」と記載し、苦情解決の仕組みが機能していることを示しています。法人のホームページに財務状況等を適切に公表し、運営の透明性を確保することが期待されます。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

事務、経理、取引についてのルール等は、運営規程、経理規程等に明記しています。園長の職務分掌や権限、責任等の各業務に関する権限については辞令発行にて周知を図っています。数年に1回、監査役による内部監査を実施しています。また法人は弁護士、税理士の外部監査を受け、結果や指摘事項に基づいて経営改善に取り組んでいます。今後は事務、経理、取引等について、定期的に内部監査を実施し、透明性の高い適正な運営を行っていることを確認する仕組み作りが期待されます。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

法人全体で子育て家庭や保育士を目指している学生を対象に地域貢献活動を実施しており、Mission、Vishion、保育の基本理念、全体的な計画に地域との関わり方について明記しています。「地域貢献活動年間計画」を作成し、育児相談、保育園体験、保育士体験、福祉施設との交流、夏祭りや運動会等の行事への参加を計画しています。またハロウィンや勤労感謝の日に消防署や美容院と交流しています。地域の活用できる資源や情報を収集し、病児・病後児保育事業の案内やショートステイ、「189(児童相談所虐待対応ダイヤル)」のチラシ等を置いています。

第三者評価結果

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

学生ボランティアの受入方法や必要書類は明文化していますが、ボランティアの受入や地域の学校教育等への協力について明文化していません。中学校の職場体験は公立園が主となり振り分けられるため、受入れ実績がありません。今年度はボランティアを体験したいという在園児のきょうだいを受け入れる予定です。ボランティア受入れマニュアルの作成等、ボランティア受入態勢の整備が期待されます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

警察、消防署、医療機関、市役所の関係部署、タクシー等緊急連絡先を事務室に掲示し、職員間で共有しています。また成長、発達、家庭環境等様々な状況に対応できるように療育センター、児童相談所等の関係機関のリストを作成し、すぐに確認できるようにしています。幼保小中特別支援学級連絡会や藤沢市の園長会に参加し、地域の情報を共有していますが、共通の問題の解決に向けた取組が十分ではありません。年2回、民間の療育機関の巡回があり、子どもへの対応方法などのアドバイスを受けています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

地域の子育てを支援するため、育児相談、保育所体験（室内遊び・お散歩・行事）、保育士体験、福祉施設との交流等の地域貢献活動を実施し、参加した地域住民と交流を図っています。離乳食の相談には試食してもらい、形状や量を見てもらうようにしています。また園の第三者委員を委嘱している民生委員は運営委員会のメンバーであり、地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等について話を聞く機会があり、情報を共有しています。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域貢献活動の利用者からの相談や雑談を通し、地域住民との交流を図っています。離乳食の相談には離乳食の進め方など園の培ってきた専門的な情報を地域に還元するように努めています。シェア畑のアドバイザーや利用者との交流、ハロウィンや勤労感謝の日には消防署や美容室と交流するなど、地域コミュニティの活性化に貢献しています。今後は、さらに地域貢献活動に注力し、地域とのつながりを深めていくことが期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

全体的な計画に保育所の社会的責任として子どもの人権に配慮し、人権を尊重すると明記しています。法人作成のValue(行動規範)にも子どもの人権を尊重する為の保育士としてやってはいけない事を具体的に記載し、職員全員が周知しています。虐待防止マニュアルに基づいて、年1回園内研修を実施し、職員の理解度をチェックリストで確認しています。子どもが互いに尊重する心を育てる取組として、絵本等で子どもに分かりやすく説明をしています。今後、保護者の理解を図る取組を実施することが期待されます。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

法人作成の個人情報保護規程があり、個人情報取り扱いマニュアルとして個人情報の基本的な考え方を明記しています。職員は入社時に研修を受け同意書を取り交し、入職後は年1回の園内研修で理解を深めています。保護者へは2月の合同説明会でプライバシー保護について説明し、理解を得ています。日々の保育ではトイレにドアを設置する、授乳室が外から見えないようにしているなどの子どものプライバシーを守る工夫をしています。個人情報保護とプライバシー保護について整理し、子どものプライバシー保護に配慮したマニュアルを作成することが期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
 - b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
 - c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

理念や保育の内容、保育所の特性、重要事項説明書はホームページやインターネットで紹介し、定期的に更新しています。玄関ホールにも掲示して誰でも見られるようにしています。写真にコメントをつけ、園での様子が分かりやすい工夫をしています。入園希望者には説明の為にパンフレットを用意して、園長が個別に説明を行っています。重要事項説明書は毎年2月に見直し、確認をしています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園時と進級時には重要事項説明書を配付し、保育園の概要、運営方針、保育目標、保育方針を説明し、保護者から同意書を得ています。保育の内容の変更時には園独自の連絡帳アプリで変更箇所を明示し、配信していますが、再度紙での配布も実施して、保護者全員への周知徹底をするようにしています。特に配慮が必要な保護者へは職員間で検討し、個別での対応をしています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転園児の対応は個人情報保護の観点から、保護者の同意をとり、役所の指示のもと転園先へ情報を提供する事もあります。保育所の利用が終了した後も、園長が担当で保護者からの相談を受ける事が出来ることを伝えていきます。終了後の相談体制について口頭で伝えていますが、文書での作成することが望まれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 - エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもの満足度は日々の保育で、子どもの様子や言動等を注意深く観察し、その表情から子どもの気持ちを汲み取るようにしています。行事ごとの保護者へアンケートや、年2回の保護者懇談会等で、保護者の意向や満足度を把握しています。その結果は職員会議やリーダー会議で検討し、議事録に記録して職員全員に周知しています。改善点は内容によっては重要事項説明書に変更明記し、保護者へ伝えています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

重要事項説明書に園での苦情受付担当者が主任、責任者が園長、第三者委員1名の連絡先を明記しています。今後は、園の玄関に掲示するだけでなく保護者へさらにわかりやすく周知することが期待されます。苦情についてはご意見・苦情解決記録に記入して職員へ周知しています。園全体に関する苦情は個人が特定できないようにして保護者へフィードバックしています。保護者からコロナ禍に、子どもの健康状態でその日に登園出来るのか出来ないのかの判断が分かりにくいとの意見から、園独自のコロナ警戒レベルの設定を実施し、保護者へ周知しました。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者が相談したり意見を述べる際に、複数の方法や相手を選べる事を重要事項説明書に明記し、入園時や進級時に保護者への説明を行っています。メールや電話での相談も受け付けています。玄関には相談窓口として、担当者や第三者委員の名前を掲示し、ご意見箱を設置しています。保護者からの相談は園長・主任が対応しています。事務所の中に相談スペースを設けていますが、内容によっては別室での対応を実施しています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの相談や意見は日常の送迎時や連絡帳アプリ等で把握し、相談内容により担任、主任、園長が対応しています。玄関に設置しているご意見箱や保護者懇談会、個人面談、行事後のアンケート、運営委員会での意見等から保護者の意見を把握しています。内容により早急に結果を出すものは1日から2日以内に初回の園の対応を伝えます。相談記録はご意見記録として職員へ周知しています。報告の手順や対応策の検討など相談の組織的な対応のマニュアルの作成が期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故防止マニュアルがあり、責任者は園長であることを明記しています。事故発生時の対応フローチャートを各クラスに掲示し、職員がいつでも確認出来るようにしています。ヒヤリハットや事故報告は毎日の昼礼で迅速に報告し、職員に周知しています。当日いない職員へは文書で周知しています。ヒヤリハットは事故の事例をもとに子どもの行動予測について職員で検討しています。安全確保の実施や見直しは上期・下期の年2回定期的に見直しを行っています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

職員は入職時に行政の感染症防止マニュアルで研修を受けています。感染症発生時における安全確保の体制を整えています。感染症発生時には玄関に感染状況を掲示して、保護者へ注意喚起するようにしています。安否方法についてはシステム配信と伝言ダイヤルで関係者へ周知するようにしています。重要事項説明書に感染症の詳しい内容を明記し、毎月の保健だよりで保護者へ最新の情報を伝えていきます。マニュアルの定期的な見直しが期待されます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
 - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害対応マニュアルを整備し、それに基づいて対応を実施しています。災害時の体制は自衛消防組織表に役割分担を明示し、各クラスに掲示して職員全員が確認出来るようにしています。毎月、地震、火災、不審者等の想定で避難訓練を実施しています。立地条件から水害対応避難訓練も年1回実施しています。洪水時は屋上や隣のビルの5階へ避難するようになっています。備蓄品は主任が責任者で管理し、定期的にチェック確認しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

全体的な計画や運営規程に子どもの尊重、プライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢を明示しています。職員はキャリアアップ研修で標準的な実施方法について研修を受けています。年2回の園長との面談で標準的な実施方法に対しての振り返りが出来ています。園としての保育の標準的な実施方法が適切に文書化することが期待されます。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

全体的な計画は年度末に園長が骨子を作成し、各クラスリーダーが確認しながら作成します。それを基に各学年の年間計画、月間計画、週日案と作成していきます。月間指導計画には評価の欄があり、職員の振り返りがその都度出来ています。園長との面談は年2回行われ、意見や提案が出来る場となっています。保護者からは保護者アンケートや個人面談の際に意見や意向を聞き取り、毎月の職員会議で検討し、保育内容に反映しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画作成の責任者は園長です。全体的な計画は園長が作成し、それを基に年間カリキュラム、月案、週案とクラス担任が作成し、主任、園長が確認しています。毎月1回の職員会議で各学年の保育計画の振り返りを報告しています。支援困難ケースについては職員会議で報告し、検討しています。計画作成に保育所以外の関係者の意見や助言を計画作成に反映することが期待されます。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画の見直しは年度末に振り返りを行っています。前年度の保育計画や記録の見直しにより反省、評価に繋げて、次年度の全体的な計画に反映しています。行事ごとの保護者アンケートの実施により、保護者のニーズの把握に努めています。指導計画を緊急に変更する場合は園長が行い、職員会議や昼礼で全職員へ周知徹底しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

個人発達経過記録や個人月案の作成により、子どもの発達状況や生活状況を把握しています。統一した書式の為、記録する職員で差異が生じることがありませんが、主任、園長が確認し言葉の言い回しや使い方等のアドバイスを行う場合もあります。園独自のシステムで管理しているため、パソコンで職員全員が記録ファイルを確認する事が出来る体制をとっています。定期的に職員会議やリーダー会議、クラス会議を行い、情報共有をしています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☑ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☑ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☑ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- ☑ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☑ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☑ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報規程の作成があり、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めています。職員は入職時に個人情報に関する研修を受講し、同意書を取り交しています。記録管理の責任者は園長で、個人情報に関する記録は施錠出来る書庫に保管し、持ち出しには園長の許可が必要となっています。保護者へは入園時に重要事項説明書で個人情報の取扱いについて説明し、同意書を取り交しています。個人情報を外部に提供する場合は保護者へ事前に許可をとっています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る事を目的に作成しています。その目的のもと、法人の保育の方針であるこころ、からだ、生活の三位一体の保育を目指し、保育目標の元気な子、思いやりのある子、最後までがんばる子を目指し、基本的な生活習慣を身につけ、物事を良く見つめ、考え探求する心を育て、心身ともに健康で思いやりのある子に育てる、を目標に園長が骨子を作成し、主任、各クラスのリーダーが協議を重ねて次年度の計画を作成しています。毎年2月には次年度の全体的な計画作成前に各クラスの振り返りを行い、その内容を踏まえて次年度の計画に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

各部屋に空気清浄機を設置し、壁には扇風機を取り付けています。窓は大きく十分な採光が入り、室内は明るく清潔を保っています。衛生チェックは早番、遅番の職員がチェック表をもとに点検しています。日々の清掃は専門の用務員が担当し、掃除表で管理しながら時間をかけて玩具一つ一つまで丁寧に拭いています。家具や遊具の配置は、年度初めに子どもの成長や動線を考慮して会議で検討し決めています。一人ひとりの子どもがくつろいだり、落ち着ける場所を部屋の角に工夫して確保しています。トイレはプライバシーを保てるようにドアを設置していますが、大人の目線では中が確認出来る工夫をしています。子どもが待たずに使用出来る数が十分に用意しています。

第三者評価結果

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子ども一人ひとりの発達経過記録を作成し、入園時に保護者が提出した児童票と共に、子ども一人ひとりの特性や家庭環境を把握しています。法人の定めるミッション、ビジョン、バリューの中で子どもに対する関わり方として、一人ひとりの発達を理解した上で見守り、褒められることにより次の活動意欲や成長に繋がるような言葉がけをする、結果だけではなくチャレンジした過程・プロセスも褒める、叱る際には理由と共に分かりやすい言葉で冷静に伝えると明記しています。職員はそれを共通認識として学んでいます。職員は子どもの気持ちや欲求を汲み取り、把握するように努めています。子どもに分かりやすい言葉でおだやかに話すようにしていますが、せかす言葉を使ってしまった場合は、主任や保育士間で声を掛け合う事もあります。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子ども一人ひとりの発達経過記録をもとに年齢ごとに毎月又は隔月で発達状況を確認しています。それをもとに必要な援助や配慮を検討し、保育実践に繋げています。全体的な計画に保育目標として基本的な生活習慣を身につけ、物事を良く見つめ、探求する心を育てると明記し、それをもとに各クラスの保育計画の養護に位置づけています。歯磨きや手洗いなどの大切さは発達年齢に沿って本や絵で説明し、自然に生活習慣が身につくことを目標としています。子どものやりたい気持ちを大切にお当番活動として、2歳児は帰りの会で前に出て話をする、3歳児は昼食の配膳、4、5歳児は司会をするなどしています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが自主的に遊びたい遊具を自由に取りれるように、片付けかごの中に入っている遊具の絵のシールを貼り、手の届く場所に置いています。かごが滑り落ちて遊具が散乱しないようにストッパーを付けるなどの安全面に配慮しています。室内は十分に身体を動かして遊べる広いスペースを確保しています。職員は子どもの興味や関心に注意を払い、発達年齢に応じた集団遊びやごっこ遊び等に自然に繋がるようにしています。3～5歳児は毎朝のリズム運動でピアノに合わせて体を動かしています。天気の良い日は近くの公園へ出かけて戸外活動をしています。天気が悪い日は広いホールで鉄棒、跳び箱、一本橋などで十分に体を動かすようにしています。地域住民との交流は夏祭り、七夕、運動フェスティバルのイベント開放や、保育所体験、育児相談などを実施しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☑ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- ☑ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ☑ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- ☑ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- ☑ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- ☑ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

月齢の年間計画に、ゆったりとした環境の下で生理的欲求が満たされ情緒が安定する、感覚機能を刺激して機嫌良く生活する、の2つを目標にしています。0歳児が安心して職員と愛着関係を築けるように、担任が朝のお迎えをする配慮しています。室内を遊具の入った物入れで2つのスペースに分けて、食事する場所、遊ぶ場所を分けて、遊びの中断なく満足いくまで遊べるようにしています。月別個人計画書を作成し、家庭と園との情報共有を密にして、保育の一体化を図っています。日々の様子は連絡帳アプリを通して毎日配信し、保育参観も随時出来るようにして保護者の安心に繋げています。毎年の園全体の生活発表会では0歳児は手遊びの発表などで参加をしています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ☑ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☑ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☑ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - ☑ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - ☑ オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - ☑ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - ☑ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

月齢の年間計画に1歳児は生活リズムがすこしずつ身につくにつれ、探索活動を十分に楽しみ新たなものへの興味が広がる、2歳児は友達と関わって遊び、自分の事は自分でしようとする気持ちが育つ、をそれぞれに目標として、個別保育計画に反映しています。毎朝のリズム運動では異年齢との関わりをもち、年長児の動きをまねて出来ることを増やしています。職員は子どもの興味を見極めながら、遊びへ繋がる様に声掛けをしています。給食やおやつの中には給食担当職員が子ども達の間をまわって感想を聞いたり、食材の質問に答えたりと関わりをもっています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

幼児の年間計画には身の回りの事が自分で出来る、友達関係を深める、友達と関わる中で自立的意欲的に活動し社会生活に必要な習慣や態度が身につくという就学に向けての目標を立てています。それをもとに月齢ごとの毎月の保育計画へ発達状況に応じた取組へと反映しています。計画は評価、見直しを行い、次月の計画へ反映しています。幼児クラスは縦割りにして、可動式ドアで繋がられるようにしています。自分の事は自分でするを基本に、持ち物を自分のロッカーにしまう、給食の盛り付当番など自然に子どもの自立を育てています。子どもの日々の取組や様子は連絡帳アプリで保護者へ毎日配信して、家庭と園で子どもの発達状況を共有しています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

外から建物2階の園入り口まではエレベーターがあります。園内は広くバリアフリーで車椅子も十分に使用出来ます。配慮を必要とする子どもの個別の保育計画があり、職員会議で共有し園全体での受入れ態勢を取っています。毎日の昼礼では障害のある子どものクラス活動における配慮事項や健康状態を、その日の職員全員で共有しています。職員全員がキャリアアップ研修として、障害に関する研修を受講し、1年に1回は園長、主任による園内研修を行っています。園としては藤沢市の子ども家庭支援課とも連携をとり、最新の情報を得ています。保護者へ障害のある子どもの保育に関する園の考え方について重要事項説明書などに記載し、保護者が理解を深められるよう説明することが期待されます。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

長時間保育については月齢ごとに年間指導計画、月間指導計画に明記し、職員が共通認識をもって保育にあたるようにしています。毎月、計画は反省、評価へ繋げています。朝の受入れは担任や普段保育に関わりある職員が対応し、家庭での様子を聞き取り、保護者との連携を取りながら長時間保育の受入れをしています。14時からの昼礼で、子どもの様子や家庭からの引継ぎを行い、継続性のある保育の展開を目指しています。16時30分からは乳児全員が、17時からは幼児全員がホールに集まり、異年齢保育を実践しています。長時間保育における補食の提供はしていません。

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校との連携は全体的な計画に小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がる事に配慮し、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有し、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努めると明記しています。横浜市版接続期カリキュラムのアプローチカリキュラムに基づいて作成し、小学校への適応を目的に職員の共通認識としています。小学校以降の生活に向けて手洗い後のハンカチの使用、文字の習得、午睡の廃止等を実施しています。保育所児童保育要録は普段の関わりが深いクラス担任が作成し、園長、主任が最終確認をしています。近隣の小学校との連携は計画はありますが、まだ実行には至っていません。

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

法人の健康管理マニュアルがあり、それに沿って健康管理を実施しています。全体的な計画や年齢ごとの年間計画に健康支援として記載があります。別に年間保健指導計画を作成しています。入園時には園として健康状態の把握が出来るように、保護者から児童健康台帳の提出を得ています。毎月身体測定、年2回健康診断、年2回歯科健診、年1回尿検査の実施があり、結果は個別の発育個人票のすこやか手帳に記載し、保護者と職員で健康状態を共有しています。職員は乳幼児突然死症候群(SIDS)について入職時に研修を受けて理解し、日々の午睡時にはチェック表で確認をしています。保護者への説明は毎年6月に文書で周知しています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

重要事項説明書に入園後の病気やケガの対応、身体測定、健康診断、感染症対策、与薬などの健康管理、衛生管理について明記して、保護者へ周知を図っています。年2回の健康診断の際には、事前に保護者から発育や健康状態で家庭で気になる事を把握するようにしています。健診結果は保護者へ書面で通知し、家庭との連携が必要と思われる場合は面談を実施して、受診を勧めたり、関係機関へ繋げるなどを行っています。体重の増減が気になる子どもには給食担当へ繋げています。結果は個別の健康台帳に記録し、職員全員が確認しています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギーマニュアルがあり、それに基づいて対応をしています。入園前の面談でアレルギーがある場合は、事前に医療機関を受診し、医師からの生活管理指導書の提出を求めています。園ではそれをもとに保護者、園長、主任、栄養士で受入れの為の対応を検討しています。入園後は年2回のアレルギー面談を行い、内容を記録して職員で最新の情報を共有しています。除去解除の際には解除申請書の提出を求めています。給食提供時は食物アレルギーチェック用献立表でトリプルチェックをして、安全の確認後に提供しています。提供の際の食器は他の子どもと区別が出来るように黄色の食器にアレルギー食材の食札をつけて提供しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食に関する豊かな経験ができるように食育年間指導計画を作成し、全体的な計画、指導計画の中に位置づけています。シェア畑での収穫体験、食事のマナー、クッキング等の食育活動を通して食に興味・関心を深められるよう取り組んでいます。離乳食児には、一人ひとりの発達状況により、保護者と連携して個別に進めています。楽しい雰囲気の中で、落ち着いて食事ができるよう、「安全・安心・美味しい」をモットーに食事を楽しむ工夫をしています。食事の前に栄養士が食事のマナーを伝えたり、1、2歳児はキノコの房分け、幼児はキノコの炊き込みご飯作りなどのクッキング保育を行うなど、食に関心を深める取組を行っています。毎月献立表と給食だよりを保護者に配付し、玄関にサンプルを掲示しています。またSNSで給食や食育活動の様子を伝えたり、人気のレシピを掲載し、保護者と連携しています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

子どもの発育状況を考慮し、形状や柔らかさは一人ひとりに合ったものを提供するようにしています。毎日、栄養士は各クラスを回り、子どもとコミュニケーションをとったり、喫食状況や好き嫌いを把握し、昼礼や給食会議で情報共有しています。月2回、残菜調査を実施し、献立や調理方法などに反映しています。ハロウィンやクリスマス等の行事食、お誕生日会メニュー、郷土料理、世界の料理等、旬の食材を使用し、季節を感じたり、様々な食文化に触れたりする機会を作り、子どもたちが楽しんだり、興味・関心を持つよう努めています。また「園庭がないが家でできない体験をさせたい」との保護者の要望を受け、シェア畑を借り、野菜を育て、収穫した野菜を給食に取り入れています。衛生管理マニュアル、大量調理マニュアルを整備し、衛生管理を適切に行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

送迎時に家庭での様子、園での様子を口頭で伝え合っているほか、連絡帳で子どもの様子を伝えていきます。業務引き継ぎ書には共有事項と昼礼引継ぎ事項を記入し、どの時間帯のお迎えでも対応できるようにしています。また、一人ひとりの保護者と十分な時間が取れない中でも、可能な限りコミュニケーションを図り、保護者と子どもの成長を共有できるように努めています。保育の状況をドキュメンテーションや毎月のお便りで知らせています。年2回の保育参観や夏祭り、運動フェスティバル、生活発表会、リズム発表会など保護者が参加する行事を開催し、保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けています。年1回のクラス懇談会、個人面談ではクラスの活動内容や子どもの様子を伝えています。誕生月の子どもの保護者は誕生日会に参加し、試食を兼ねて子どもの食事の様子を見ることが出来ます。保護者との情報交換の内容は個人面談記録に記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者との信頼関係を築き、保護者が安心して子育てができるように支援しています。送迎時には職員は明るく積極的に挨拶を行い、コミュニケーションを図るようにしています。お迎え時にはその日どのように過ごしたか、どのような変化があったかを伝えるように心がけています。またSNSを使い動画等を配信し、保護者が園での子どもの姿を見て安心できるように工夫しています。年1回の個人面談ではクラス担任はもちろんのこと、相談内容に応じて園長、主任、栄養士が相談に応じています。安心して相談しやすいように事務所等を利用して、プライバシーに配慮して対応しています。相談内容は個人面談記録に記録して、継続して相談に応じることができるよう配慮しています。経験の浅い職員や相談を受けた職員が対応に困った時は、園長、主任から助言を受けてから答えるなど、確実な情報を提供し、保護者との信頼関係を築くようにしています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☑ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☑ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☑ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☑ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☑ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☑ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☑ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待防止マニュアルがあり、朝の受入れ時、着替え、排泄時等に子どもの身体の様子や発言等を注意して観察し、保護者と子どもの様子や会話にも注意し、虐待等権利侵害の疑いがあると職員が感じた時には、保護者への事実の確認と共に園長に報告し、藤沢市の保育課に相談するなどして対応を協議しています。ケガが続く、持ち物を忘れる、匂いが気になるなどいつもと違う状況を察知できるよう、年1回以上園内研修を実施し、朝の受入れ時の観察のポイントについて理解を深め、子どもの心身の状態や家庭の状況の把握に努めています。虐待の疑いのある子どもについては、職員会議等で職員全員に周知しています。虐待の事実を把握した時は藤沢市の保育課や神奈川県中央児童相談所と連携をとる体制があります。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ☑ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☑ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☑ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☑ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☑ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☑ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

指導計画に対する保育の実践について、発達経過記録をもとに子ども一人ひとりの心の育ちをとらえ、クラス会議で担当職員間で意見交換を行い、主体的に振り返りを行っています。話し合った内容をもとに、意欲や取り組む過程に配慮して各指導計画の振り返りを行い、記録し、職員間で共有しています。各クラスの保育実践の振り返りを毎月の職員会議で報告し合い、職員全体の意識の向上につなげるとともに、保育の質の改善や専門性の向上に向けて取り組んでいます。園の自己評価については、まず職員一人ひとりが自己評価チェック表を用いて自己評価を行い、それをもとにクラス単位、リーダー、主任と意見交換のメンバーを増やしながら実施しています。園全体の課題から見えてきたクラスごとの課題を次期の計画に生かしています。



株式会社 フィールズ

株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp